

各位

2020年2月4日

maneo マーケット株式会社

代表取締役 佐藤 友彦

営業者 株式会社 Cash Flow Finance に係る延滞債権の回収についてのお知らせ

2019年10月15日付「maneo マーケット株式会社における基本方針についてのお知らせ」および2019年12月25日付「延滞案件の解消方針についてのお知らせ」（以下、併せて「当社基本方針」といいます。）にて、当社における延滞債権の解消方針をお知らせいたしました。延滞の発生している他の営業者同様に株式会社 Cash Flow Finance（以下、「CFF 社」といいます。）に対しても、延滞案件の情報開示や回収委託を要請いたしました。CFF 社からの協力的な対応意向を受けて協議を重ねてまいりました結果、この度、CFF 社およびその子会社（以下、「CFF グループ」といいます。）は当社に対する回収状況に関する情報開示および法律事務所への回収委託について合意いたしましたので、お知らせいたします。

1. CFF グループの延滞案件に係る回収施策について

CFF 社は当社の要請である延滞債権の回収委託に前向きな対応を見せており、法律事務所との延滞の早期解消に向けた検討を進めてまいりました。

当社は、外部営業者に対して具体的には、サービサーが取り扱うことができる債権（以下、「特定金銭債権」といいます。）は、当社が業務提携を行うパーティール債権回収株式会社（以下、「パーティール」といいます。）への委託を提案し、パーティールでは取り扱うことができない債権（以下、「非特定金銭債権」といいます。）につきましては、債権回収に強みを持つ法律事務所に回収委託を行うことを提案しております。

かかる提案を踏まえ、CFF グループは、同グループが保有する債権の全て（非特定金融債権に該当いたします。）を対象に法律事務所に回収を委託することにつき基本契約（以下、「本件契約」といいます。）を締結いたしました。当社は本件契約により CFF グループにおける回収業務を推進するためのノウハウや人材の補完、投資家の皆様への情報開示の質の向上が図れるものと捉えております。また、本件契約による回収金は、法律事務所で一時的に管理することとし、当社は、法律事務所の一時管理口座から当社が管理する CFF 社の借入金口座への入金を管理し、投資家の皆様への分配業務を行うこととなります。この対応につきましては、投資家の皆様への分配金の原資となる資金を安全に保管しておくことを目的としております。

2. 今後のご報告について

今後、当社および CFF グループは法律事務所からの債権回収に関する案件ごとに回収に関する報告を定期的な受領する予定となっております。法律事務所による回収に関する状

況につきましては、適宜ホームページ、または該当する投資家の皆様へのメールにより状況をご報告いたします。また、一定期間においては特筆すべき進捗が得られない場合においてもその旨を定期報告とさせていただく予定です。

対象となるファンドは以下の URL にてご確認ください。

URL :

https://www.cf-finance.jp/material/item/osirase/20200204/20200204_kloan_CFF.pdf

以上

■本リリースに関するお問い合わせ

Mail : info@maneo-market.jp

FAX : 020-4664-4308

■ご参考

特定金銭債権につきましては、債権管理回収業に関する特別措置法（略称サービサー法）の2条1項をご参照ください。それ以外の債権が非特定金融債権となります。詳細につきましては法務省のホームページからご確認ください。

http://www.moj.go.jp/housei/servicer/kanbou_housei_chousa11.html